

## 横須賀市NET119緊急通報システム運用要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、横須賀市NET119緊急通報システム（以下「NET119」という。）の運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、NET119とは聴覚機能、言語機能等に障害を有する者が、自らが保有するインターネット端末（インターネット機能を利用することができる携帯電話又はスマートフォンをいう。以下同じ。）を利用して、消防機関へ緊急通報を行うシステムをいう。

### (対象者)

第3条 NET119を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 聴覚、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害等により、音声で会話することが困難である者で、横須賀市に在住又は在勤若しくは在学の者
- (2) 前号に掲げる者のほか、消防局長が特に必要があると認める者

### (登録の申請)

第4条 NET119を利用しようとする者は、別に定める横須賀市NET119緊急通報システム登録規約に同意のうえ、横須賀市NET119緊急通報システム登録申請書兼承諾書（第1号様式。以下「申請書」という。）を消防局長に提出しなければならない。

### (登録審査および通知)

第5条 消防局長は、前条の申請を受けたときは、その内容について審査し、  
適当と認めるときは、当該申請者をNET119の利用者として登録するものとする。

2 消防局長は、登録した旨を申請者のメールアドレスに通知するものとする。

### (変更等の届出)

第6条 前条の規定による登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、横須賀市NET119緊急通報システム登録変更・廃止届出書（第2号様式）に必要事項を記載し、消防局長に提出しなければならない。

- (1) 申請書の記載事項に変更が生じたとき。

(2) 利用するインターネット端末を変更したとき。

(3) 利用者としての登録を廃止するとき。

(登録の取消し)

第7条 消防局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録者の登録を取り消すことができる。

(1) 前条第3号の規定による届出があったとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により登録者となったとき。

(3) 転居、死亡その他の事由により、第3条に規定する利用対象者でなくなったとき。

(利用料)

第8条 NET119の利用料は無料とする。ただし、NET119の登録及び緊急通報に伴う通信費用その他インターネット端末の利用に係る費用は、登録者の負担とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

(準備行為)

2 NET119の利用に係る登録の申請その他NET119の利用に必要な行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

第1号様式（第1面）（第4条関係）

横須賀市NET119緊急通報システム登録申請書兼承諾書

年 月 日		
<p>（あて先）横須賀市消防局長</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: center;">申請者 <small>ふりがな</small> 氏名</p> <p style="text-align: right;">電話</p> <p>私は、横須賀市NET119緊急通報システムについて、利用案内及び登録規約の利用条件、注意事項等を承諾し、申請します。</p> <p>なお、緊急時に消防機関が必要と判断した場合については、記載事項について第三者（消防救急活動に必要と認められる範囲で行政機関や医療機関、警察等）に情報を提供することについて承諾します。</p> <p style="text-align: right;">署名 _____</p>		
基本情報（必須記載事項）		
携帯電話・スマートフォン	メールアドレス	
生年月日	性別	男・女
FAX番号 <small>（ある場合のみ）</small>	障がい内容	
緊急連絡先（任意記載事項）		
氏名	本人との関係	メールアドレス
電話番号 FAX番号	住所	
（事務処理欄）		

第 1 号様式（第 2 面）

医療情報等（任意記載事項）			
持病		血液型	
常備薬		アレルギー	
医療機関			
勤務先又は学校（市外在住者は必須記載事項）			
名称			
住所			
〔自宅付近の略地図〕（必須記載事項）			

第 2 号様式（第 6 条関係）

横須賀市 N E T 1 1 9 緊急通報システム登録変更・廃止届出書

年 月 日		
(あて先) 横須賀市消防局長		
住所		
届出者 <small>ふりがな</small> 氏名		
<input type="checkbox"/> 私は、横須賀市 N E T 1 1 9 緊急通報システムについて、利用登録事項の変更をしたいので、届け出ます。		
<input type="checkbox"/> 私は、横須賀市 N E T 1 1 9 緊急通報システムについて、利用登録の廃止をしたいので、届け出ます。		
署名 _____		
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
(事務処理欄)		

※ 届出内容に該当する□にレ点を記入してください。

## 横須賀市NET119緊急通報システム登録規約

横須賀市が提供する横須賀市NET119緊急通報システム（以下「NET119」という。）を利用される前に、当規約を必ずお読み頂き、すべての内容に同意された場合に限り、利用登録をお申し込みください。

### 1 サービスの内容

- (1) NET119は、聴覚や発話の障がい等により音声通話が困難である方が、携帯電話やスマートフォンのWeb（インターネット）機能を通して、簡単な画面操作で119番通報を行うことができる無料の行政サービスです。
- (2) 利用対象者は、横須賀市に在住又は在勤若しくは在学の方で、聴覚や発話の障がい等により音声通話が困難である方に限ります。
- (3) NET119は、日本国内において日本語にのみ対応しています。

### 2 NET119の利用登録をされる方（以下「登録者」といいます。）の情報について

- (1) NET119に予め登録される登録者の情報（利用登録の必須情報（氏名・生年月日・住所・メールアドレス）と通報受付業務の参考のために予め登録できる任意情報（緊急連絡先・病歴等）があります。以下「登録者情報」といいます。）及び通報内容（通報画面（チャット画面等）に入力される情報及び通報した位置の情報等）が、NET119の運用保守及び消防救急業務の記録保全を目的として、横須賀市消防局及びコンピュータシステムの運用保守を行う事業者（ソフトウェア及びハードウェアの保守の委託先を含みます。以下「システム事業者」）によってアクセスされます（但し、任意情報については、利用登録の事務を横須賀市消防局の職員が代行する場合を除き、通報時に送信されるまで横須賀市消防局はアクセスできません）。
- (2) 前項の情報はNET119に関連する事務を担う関係機関（横須賀市及び医療機関等）のほか、登録者の消防救急活動に必要と認められる範囲でその他の関係機関（行政機関や医療機関、警察等）に通知されます。
- (3) 退会等に伴う登録抹消の後においても、通報記録に残される登録者情報及び通報内容並びに通信履歴は、NET119の運用保守及び消防救急業務の記録保全を目的として、相当の期間が経過するまで保管します。
- (4) 個人情報の開示・訂正・削除等のお問い合わせは、横須賀市消防局までご連絡ください（なお、退会手続きの際に、登録者をご自身の個人情報の

削除を別途請求した場合であっても、システムのバックアップとして保存された情報の削除については、請求から削除までに最長1カ月間程度を要します。)

### 3 携帯電話やスマートフォンについて

(1) 登録者がNET119を利用するためには、インターネット接続機能、電子メール機能及び測位機能(位置情報を取得する機能)を使うことができる携帯電話やスマートフォン(以下「通報端末」といいます。)を用意する必要があります。これらの機能にかかる料金(パケット通信料等)は登録者が負担してください。

(2) NET119の利用において、登録者が平文(情報の内容を他人に判読されないための加工(暗号化)がなされないデータ)の方式を選択して通信を行う場合(※)、通信内容が第三者から傍受されるおそれがあります。

※次に掲げる暗号通信の要件(但し、当該要件は業界動向に従い随時更新されます。)を満たさない通報端末による登録者情報の通信は、平文による通信方式が選択されます。

i プロトコル: TLS 1.0以降(SSLは認めない)

ii サーバー証明書のハッシュアルゴリズム: SHA-2

(3) 迷惑メール対策等のため、通報端末に受信拒否(ドメイン指定等)が設定されている場合は、横須賀市からのメールを受信できませんので、設定を解除してください(操作方法は電話会社にご相談ください。)

(4) 測位機能が無効に設定されている通報端末では、通報を行うことができませんので、測位機能の設定を有効にしてください。

(5) NET119の練習通報の機能を使って、通報端末がNET119の利用条件を満たしていること及び操作の方法を定期的に確認してください。

### 4 利用登録に関する注意事項

(1) 登録後に、通報端末の機種変更又は登録者情報の変更が生じた場合は、速やかに変更申請又は情報の更新を行ってください(変更申請を行わないと、通報時に適切な対応を受けられません。)。なお、機種変更に伴う変更申請の後は、変更前の通報端末でNET119を利用することができません。

(2) NET119のご利用意思を確認するために、横須賀市消防局から登録者宛にメールを送信しますので、メールに記載されているURLにアク

セスし、利用登録の有効期限を更新してください。利用登録の有効期限が更新されず、横須賀市消防局が登録者のご利用継続の意思を確認できない場合には、利用登録を抹消することがあります。

- (3) 登録者別に発行される通報URLは、個人を認証する情報にあたりますので、他人に知らせないでください。

## 5 通報に関する注意事項

- (1) 音声通話による119番通報が可能な方が近くにいる場合は、NET119を利用せず、音声通話による119番通報を依頼してください。
- (2) NET119は、コンピュータシステムを使用して提供されます。そのため、システムの保守点検、不具合等のやむを得ない事由によりシステムを停止する場合には、NET119を利用できません。
- (3) NET119を利用するためには、無線の通信網を使うことが必要です。そのため、トンネル・地下・建物の中のように電波が届き難い所や通信網のエリア外等、NET119を利用できない場所があります。
- (4) 何らかの理由によりNET119による通報を行うことができない場合には、NET119以外の手段によって119番通報を行ってください。
- (5) NET119による通報の後、チャット画面を使って横須賀市消防局から通報内容の確認等の連絡を行うことがありますので、隊員が到着するまで通報端末の電源を切らないでください。
- (6) 外出先から通報する場合、通報した位置が特定されないと適切な対応を受けることができません。通報端末のGPS等による測位機能から正しい位置情報が送信されない場合には、通報した位置を修正する操作を行ってください。

## 6 横須賀市・三浦市・葉山町以外の地域での通報

- (1) 通報地点の管轄消防を検索する機能（暗号通信による通報に通報地点が含まれている場合に利用できます。）によって横須賀市消防局以外の消防（以下「他消防」といいます。）が検索され、横須賀市のNET119と相互接続される緊急通報サービス（以下「相互接続サービス」といいます。）が他消防において稼動しているときは、他消防が通報を受信します（このとき以外は横須賀市消防局が通報を受信します。）。
- (2) 前項により他消防が通報を受信する場合、他消防及び相互接続サービスのシステム事業者に登録者情報及び通報内容が提供され、登録者の消防救急活動に必要と認められる範囲で関係機関（行政機関や医療機関、警



察等)に通知されます。

## 7 遵守事項

(1) NET119の利用に当たって次の行為を行わないでください。いずれかに該当する行為を登録者がした場合、横須賀市消防局は登録者の承諾なしに、利用の制限若しくは停止又は利用登録の抹消の措置をとる場合があります。

ア 悪戯や妨害等、NET119の目的に反する方法でNET119を利用する行為

イ 他人の財産又は人格的利益を侵害する情報(偽りその他不正の手段により取得された個人情報を含みます)を入力する行為

ウ NET119のサーバー等に過大な負荷を与えること、NET119の全部又は一部の複製、加工又は転記等を行うこと、NET119を利用した商行為その他システム事業者の権利を侵害する行為

エ 公序良俗に違反する行為、他人に不利益を与える行為、犯罪に結びつく行為(そのおそれのある行為を含みます)又は法令違反若しくは違反するおそれのある行為

オ その他横須賀市消防局又はシステム事業者が不適切と判断する行為

## 8 コンピュータシステムについて

(1) システムに関するお問い合わせは横須賀市消防局にご連絡ください。但し、通報端末本体の操作及びNET119以外のソフトウェアの使用方法等をご案内することができません。

(2) NET119に関する著作権その他の知的財産権は、システム事業者及びシステム事業者の利用許諾する第三者に帰属します。

(3) NET119の利用に当たって、地図データの供給者が定める利用許諾条件(NET119の画面に提示する規約)に従ってください。

(4) NET119は次の事項を保証していません。

ア システムに搭載される地図等のデータが、完全に正確であること及び実際の内容と合致すること

イ NET119が、横須賀市消防局が定めた仕様を満たさない機器で正常に作動すること

ウ NET119が、横須賀市消防局が定めた仕様を超えた事項を提供すること

(5) NET119は、次の場合にサービスを停止する場合があります。

ア システムの保守のための計画的停止

イ 次の（ア）から（オ）までに定める事項により、システムの運用がやむを得ず困難となった場合の非常停止

（ア）脆弱性等の問題解決のため緊急にソフトウェアの更新を行う場合

（イ）DDoS攻撃等の第三者による加害行為

（ウ）通信回線の役務を提供する電気通信事業者による当該回線に係る電気通信業務の緊急停止

（エ）天変地異（戦争・テロ行為・騒乱・暴動・致命的な伝染病の流行を含みます。）等の非常事態

（オ）その他システム保守上の緊急事態

（6）登録者の生命・身体に関する損害については、NET119に因る場合でも、システム事業者は責を負いません。

## 9 利用条件の変更

（1）NET119は、横須賀市の判断でサービスの変更を行う場合又は終了する場合があります。

（2）当規約の内容は、横須賀市の判断で変更される場合があります。この場合、登録者に通知した時から、変更後の内容がご利用条件になります。